

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

皇宮警察副本部長  
関東管区警察局サイバー特別捜査隊長  
警視庁関係各部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
警察大学校関係各部長  
各管区警察局広域調整担当部長  
中国四国管区警察局四国警察支局長

殿

警察庁丁刑企発第6号、丁生企発第56号  
丁組一発第43号、丁交企発第59号  
丁備企発第9号、丁外事発第25号  
丁備一発第10号、丁サ企発第18号  
令和6年2月1日  
警察庁刑事局刑事企画課長  
警察庁生活安全局生活安全企画課長  
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁警備局警備企画課長  
警察庁警備局外事情報部外事課長  
警察庁警備局警備運用部警備第一課長  
警察庁サイバー警察局サイバー企画課長

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う運用上の留意事項について(通達)

第211回国会において成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第28号。以下「改正法」という。)により、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)が改正され、被害者等の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備が行われ、また、改正法の一部施行に伴う犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)等の一部改正(以下、改正後の犯罪捜査規範を「改正犯捜規」という。)については、「刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則及び犯罪捜査規範の一部を改正する規則の制定について(通達)」(令和6年1月17日付け警察庁丙刑企発第1号ほか)においてその概要を示達したとおりであり、改正法の一部施行の日である令和6年2月15日から施行される所、改正法の一部施行及び犯罪捜査規範等の一部改正に伴う運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、これまで、被害者等の氏名等の情報の保護については、犯罪捜査規範第11条のほか、「再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状の請求等について」(平成31年3月25日付け警察庁丁刑企発第65号。以下「旧通達」という。)に基づき、被疑事実の要旨の記載等における配慮を行ってきたところ、改正法の一部施行をもって旧通達は廃止する。

## 記

第1 逮捕状に代わるものの交付の請求等に係る留意事項

1 逮捕状に代わるものの交付の請求の対象について

改正法による改正後の刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）第201条の2第1項において、司法警察員は、必要と認められるときは、被害者等の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）の記載がない逮捕状に代わるものの交付の請求をすることができる旨が規定されている。当該請求が可能な場合は同項第1号及び第2号に掲げられているところ、これらに該当する場合は、被疑者に個人特定事項を秘匿する必要がないと考えられる場合を除いて、逮捕状に代わるものの交付の請求を積極的に検討し、再被害・二次被害が生じないよう必要な措置を講ずるよう徹底すること。

## 2 被疑事実の要旨の記載について

逮捕状に代わるものの交付があったときは、被疑者を逮捕するに当たり、逮捕状に代わるものを被疑者に呈示することができる（刑訴法第201条の2第2項及び第3項）とされているところ、これは、被害者等の情報を保護しつつ、被疑者を逮捕するにあたり被疑者に理由なく逮捕されるものではないことを保障するものであるから、逮捕状に代わるものの被疑事実の要旨は、犯罪事実を特定し、他の犯罪事実との識別が可能な程度に具体的かつ明確に特定することが求められることを前提として、作成すること。

## 3 逮捕状に代わるものの交付の請求の方法について

逮捕状の請求と同時に逮捕状に代わるものの交付の請求を行う場合には、逮捕状請求書において、個人特定事項が記載された被疑事実の要旨を記載するとともに、逮捕状に代わるものの交付の請求も行う旨が明らかとなるよう記載するほか、逮捕状に代わるものの交付請求書において、個人特定事項を明らかにしない方法により記載した被疑事実の要旨を記載すること。

また、改正犯捜規第125条により、逮捕状の請求と同時に逮捕状に代わるものの交付の請求を行う場合にも、令状等請求簿に記載する必要があるところ、当該逮捕状の請求と逮捕状に代わるものの交付の請求について、備考欄に記載するなどして同時に行われたことが明らかとなるように記載すること。

その他、逮捕状に代わるものの交付の請求をしておらず、逮捕状の発付のみ受けていた事件について、被害者等の個人特定事項を秘匿する必要が生じた場合には、当該逮捕状を一度返納した上で、再度逮捕状と逮捕状に代わるものの交付を同時に請求すること。

## 4 逮捕状に代わるものの交付等を受けた際の対応について

裁判官から逮捕状の発付及び逮捕状に代わるものの交付を受けた場合には、これらの記載内容に誤りがないことを直ちに確認することに加え、当該逮捕状の欄外の事項にも誤記載や記載漏れがないか確認すること。

また、逮捕状に代わるものを保管する際には、逮捕状と取り違えることがないようにすること。

## 5 逮捕状に代わるものの呈示等について

改正犯捜規第126条第6項の趣旨も踏まえ、逮捕状の発付及び逮捕状に代わるものが交付され、逮捕状に代わるものを呈示して被疑者を逮捕する予定の事件又

は逮捕した事件においては、被疑者との会話はもとより、捜査員同士での会話等においても被疑者に被害者等の個人特定事項を推察させるような事項を発言することがないように徹底すること。

また、逮捕状に代わるものの交付を受けており、被害者等の個人特定事項を秘匿する必要があるにもかかわらず、万が一被疑者に逮捕状を呈示した場合には、その旨について捜査報告書を作成するほか、必要な対応を講ずること。

#### 6 取調べ時の対応について

弁解録取を含む取調べにおいて、逮捕状に代わるものにおいて秘匿された個人特定事項について被疑者に告げないようにするなど、被疑者に被害者等の個人特定事項が知られないようにすること。

#### 7 送致時の対応について

逮捕状の発付及び逮捕状に代わるものの交付を受けた事件については、被害者等の個人特定事項を秘匿した事件であることを検察官に確実に引き継ぎ、勾留手続においても、その必要性等が認められる場合には被害者等の個人特定事項の記載がない勾留状に代わるものの交付の請求等の秘匿措置が執られるようにする必要があるところ、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部施行に向けた地方検察庁との協議について（通達）」（令和5年12月15日付け警察庁丁刑企発第91号ほか）を踏まえ、地方検察庁との協議により講じることとした措置について、各部門に周知するとともに、検察官に当該事件を送致する際には適切に対応すること。

#### 8 被害者等の意向への配慮について

被害者等が個人特定事項について被疑者に知られたくない旨の意向を示した場合には、上申書、供述調書、捜査報告書等において当該意向を記録化し、部内で共有すること等により、部内に確実に周知するとともに、検察官や裁判官に確実にその意向を伝達するなど、被害者等の意向に配慮した対応を徹底すること。

### 第2 現行犯逮捕又は緊急逮捕の場合に係る留意事項

刑訴法では、現行犯逮捕又は緊急逮捕を行う場合には、逮捕状が存在しない又は逮捕状の呈示が予定されていないことから、その場合における捜査段階での被害者等の個人特定事項の秘匿措置については規定が設けられていない。しかし、その場合であっても、再被害・二次被害が生じないようにする必要性に変わりはない上、勾留請求以降の手続において被害者等の個人特定事項を秘匿する措置が講じられることが考えられることを踏まえれば、勾留請求以降の手続において被害者等の個人特定事項を秘匿する措置が講じられると考えられる事件については、現行犯逮捕又は緊急逮捕をした場合についても、警察における捜査段階から被疑者に対し被害者等の個人特定事項が知られないようにする必要がある。

そのため、上記の必要がある場合で、被疑者を現行犯逮捕又は緊急逮捕したときに、弁解録取に当たり被疑者に犯罪事実の要旨を告げる際には、個人特定事項を秘匿した被疑事実の要旨を作成するなどして、個人特定事項を秘匿した犯罪事実の要

旨を告げるようにするほか、弁解録取を含む取調べにおいて、秘匿する必要がある個人特定事項を告げないようにするなど、改正法等の趣旨を踏まえて適切に対応すること。

また、緊急逮捕の場合に、緊急逮捕状の発付を受けた際には、被害者等の個人特定事項が記載された被疑事実の要旨を被疑者に呈示しないようにすること。

### 第3 在宅事件の場合に係る留意事項

在宅事件における捜査段階での被害者等の個人特定事項の秘匿措置については、刑訴法上定められていないものの、在宅事件であっても、再被害・二次被害が生じないようにする必要性に変わりはない上、公訴提起に当たって被害者等の個人特定事項を秘匿する措置が講じられることが考えられることを踏まえれば、公訴提起に当たって被害者等の個人特定事項を秘匿する措置が講じられると考えられる事件については、警察における捜査段階から、被疑者に対し、被疑事実の要旨に記載された被害者等の個人特定事項を被疑者に知られないようにする必要がある。

そのため、上記の必要がある場合で、在宅事件として被疑者を取り調べる際には、秘匿する必要がある個人特定事項を告げないようにするなど、改正法等の趣旨を踏まえて適切に対応すること。

### 第4 指導教養の徹底

被害者等の情報の保護のための対応については、警察の各部門において行うこととなる可能性があることから、改正法等の趣旨や運用上の留意事項について、全ての警察職員に対する周知を図るとともに、適正な対応がなされるよう指導教養を徹底すること。